

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、その翌日)

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十七号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「寮母」の下に「・医療計算士」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十四年七月一日から施行する。

- ◆規 則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 鳥取県税条例第百二十八条规定第一項に規定する関係書類
- 自衛官の募集
- ◆公 告 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 農業改良普及員資格試験等の実施
- 解除予定の保安林(四件)
- 保安林の指定の解除
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十八号

規 則

規則の本文は、別紙に示す。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）
の一部を次のように改正する。

別表第一の二中「調理士」を「調理師」に改める。

別表第二中「調理士」を「調理師」に改め、「寮母」の下に「医療計算士」を加える。

この規則は、昭和五十四年七月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第五百五十七号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第一百二十八条
第一項に規定する関係書類を次のとおり定め、昭和四十九年八月鳥取県告示第六百七十七号（鳥取県税条例第一百二十八条第一項に規定する関係書類の様式について）は、廃止する。

昭和五十四年六月二十九日

鳥取県知事 平林鴻三

3 昭和54年6月29日 金曜日

鳥取県公報

第5064号 (第三種郵便物認可)

狩獵者登録税
入 獣 稅 申 告 書

職 氏 名 殿

年 月 日

住 所

郵便番号 □□□-□□□

氏 名

㊞

下記のとおり申告します。

狩獵者登録番号			
狩 獵 免 許	番 号	種 類	年 月 日
	第 号	甲・乙・丙	年 月 日
登録の区分		1 放鳥獵区のみに係る登録 2 1の登録を受けている者が受ける県下全域に係る登録 3 1及び2以外の登録	
納付すべき税額		税 率 適 用 区 分	税 目 税 額
		甲種狩獵免許又は乙種狩獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付すべきもの	狩獵者登録税 入 獾 稅 計
		上記の狩獵者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもの	狩獵者登録税 入 獾 稅 計
		丙種狩獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者	狩獵者登録税 入 獾 稅 計

収 入 証 紙 ち よ う 付 欄

鳥取県税条例第125条第1項第2号に該当する者は、次の証明書により市町村長の証明を受けてください。

狩 獵 者 登 錄 税 に 関 す る 証 明 書

住 所

氏 名

上記の者は、 年度分の県民税の所得割額を納付することを要しない者であることを証明する。

年 月 日

市
町
村
長

國

鳥取県告示第五百五十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十四年度第二次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 2 試験科目
- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）
 - イ 身体検査
 - ウ 口述試験
 - エ 適性検査

鳥取県告示第五百五十九号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、昭和五十四年七月一日から施行する。

昭和五十二年六月鳥取県告示第四百八十一号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、昭和五十四年六月三十日限り廃止する。

昭和五十四年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十四年七月一日から昭和五十四年九月三十日まで

二 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巌城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

1 応募資格

採用予定期の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学

区分	大 人		小 人		洗 髮 料
	(十二歳以上の者)	(六歳以上の中未満の者)	(六歳未満の者)	(十二歳以上の者)	
統制額	百四十円	六十円	三十円	三十円	

鳥取県告示第五百六十号

昭和五十四年五月三十日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（大栄（思案橋）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月二十九日
鳥取県知事 平 林 鴻 三
ので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十四年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年六月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

鳥取県告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第五百六十一号

昭和五十四年五月三十日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（大栄（下坂）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めた

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市和田町字上大灘東北三一五一の一四、三一五一の二二、三一五

一の二三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百六十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷大林二六七四の一、二六六九(以上二筆に
ついて、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百六十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭西平八〇七の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 筆について、次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的
　　土砂の崩壊の防備

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字サイノタハ一九七三の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和五十四年六月二十九日

鳥取県告示第五百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次とおり告示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百六十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
　　八頭郡智頭町大字芦津字小坂上へ一〇七一の一、一〇七二の一(以上

四 事業地
　　事業施行期間
　　昭和五二年三月一日から昭和五八年三月三十一日まで
　　変更なし

昭和54年6月29日 金曜日

鳥取県公報 第118号

(第三種郵便物認可)

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和54年6月29日

鳥取県知事 平林鴻三

- 1 試験期日 昭和54年10月24日から同月26日まで
- 2 試験場所 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁
- 3 受験資格 条例第4条及び第5条による。
- 4 試験方法 条例第3条による。
- 5 受験願書の受付期間 昭和54年8月1日から同月20日まで
- 6 受験願書の提出先 鳥取県農林水産部農業改良課
- 7 その他

試験について不明な点は、鳥取県農林水産部農業改良課に照会すること。